

改正後	現行
<p><u>(1)の⑬の3を準用する。</u></p> <p><u>⑦の4 体験利用支援加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の4の3の体験利用支援加算は、(1)の⑬の4を準用する。</u></p> <p><u>⑦の5 要支援児童加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の4の4の要支援児童加算は、(1)の⑮の2を準用する。</u></p> <p><u>⑦の6 集中的支援加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の4の5の集中的支援加算は、(1)の⑮の3を準用する。</u></p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 <u>(平成24年厚生労働省告示第126号) 別表障害児相談支援給付費単位数表 (以下「障害児相談支援報酬告示」という。)</u>に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑯の(一)を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 入所報酬告示第2の6、7及び8の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 <u>別表障害児相談支援給付費単位数表 (平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。)</u>に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p>

改正後	現行
<p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）</p> <p>(三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）</p> <p>② 指定継続障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の（一）から（四）に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p> <p><u>(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて</u></p> <p><u>① 趣旨</u></p>	<p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）</p> <p>(三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）</p> <p>(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）</p> <p>② 指定継続障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の（一）から（四）に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）</p> <p><u>③ 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて</u></p> <p><u>(一) 趣旨</u></p>

改正後	現行
<p>機能強化型障害児支援利用援助費（<u>機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む。</u>）は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p>② 基本的取扱方針</p> <p>当該報酬の対象となる事業所は、<u>以下について強く望まれるものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること ・ <u>協議会と連携や参画していること</u> <p>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>③ 具体的運用方針</p> <p><u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の</u></p>	<p>機能強化型障害児支援利用援助費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。</p> <p><u>(二) 基本的取扱方針</u></p> <p>当該報酬の対象となる事業所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されている<u>ほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。</u> <p>本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p><u>(三) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針</u> <u>厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱につ</u></p>

改正後	現行
<p><u>算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）における機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>(一) 共通事項</u></p> <p><u>ア 共通</u></p> <p><u>(ア) 人員配置要件</u></p> <p><u>a 総則</u></p> <p><u>質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型障害児支援利用援助費（IV）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>b 兼務の取扱い</u></p> <p><u>配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村</u></p>	<p>いては、次に定めるところによること。</p> <p><u>ア 機能強化型障害児支援利用援助費（I）について</u></p> <p><u>(ア) (1) 関係</u></p> <p><u>一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならないこと。また、当該報酬については、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定障害児相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。</u></p> <p><u>a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p><u>b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの(1)の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月1回）に確認が実施されていること。</u></p> <p><u>c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。</u></p> <p><u>(イ) (1)の(一) 関係</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たって</u></p>

改正後	現行
<p><u>が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。</u></p> <p><u>このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。</u></p> <p><u>(イ) 留意事項伝達会議</u></p> <p><u>「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p>	<p><u>の留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。</u></p> <p><u>a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</u></p> <p><u>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</u></p> <p><u>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</u></p> <p><u>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</u></p> <p><u>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</u></p> <p><u>(e) アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術</u></p> <p><u>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p><u>(g) その他必要な事項</u></p> <p><u>b 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p><u>c 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア) cに定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(ウ) (1)の(二)関係</u></p>

改正後	現行
<p>(f) <u>利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</u></p> <p>(g) <u>その他必要な事項</u></p> <p>b <u>議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</u></p> <p>c <u>「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所であってイの(イ)のaの(c)に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。</u></p> <p>(ウ) <u>現任研修修了者同行による研修</u> <u>現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者により適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p>(エ) <u>支援困難ケースの受入れ</u> <u>自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支</u></p>	<p><u>24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。</u></p> <p>(エ) <u>(1)の(三)関係</u> <u>相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業員に対し、適切な指導を行うものとする。</u> <u>なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業員がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。</u></p> <p>(オ) <u>(1)の(四)関係</u> <u>機能強化型障害児支援利用援助費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならない。また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p>(カ) <u>(1)の(六)関係</u> <u>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第19条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点</u></p>

改正後	現行
<p><u>援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。</u></p> <p>(オ) <u>事例検討会への参加</u> <u>基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。</u></p> <p>(カ) <u>取扱件数</u> <u>取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u> <u>また、取扱件数は、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値(以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。)を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員(相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。</u> <u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p>イ <u>複数事業所が協働により体制を確保する場合</u> <u>(7) 趣旨</u></p>	<p><u>等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p>(キ) <u>(1)の(七)関係</u> <u>当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>(ク) <u>(1)の(八)関係</u> <u>当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p>(ケ) <u>(1)の(九)関係</u></p>

改正後	現行
<p><u>障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び24時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに(四)のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。</u></p> <p>(イ) 要件</p> <p><u>次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。</u></p> <p>a 体制要件</p> <p><u>次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。</u></p> <p>(a) <u>協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。</u></p> <p>(b) <u>機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されていること。</u></p> <p>(c) <u>原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用し</u></p>	<p><u>取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ40件未満であること。</u></p> <p><u>また、取扱件数は、1月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値(以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。)を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数とする。</u></p> <p><u>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。</u></p> <p>(ロ) (2) 関係</p> <p><u>アの(ア)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(一)及び(三)については、アの(イ)～(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号イの(2)の(二)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p>

改正後	現行
<p><u>て行うことができるものである。</u></p> <p>b <u>事業所要件</u></p> <p><u>次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。</u></p> <p>(a) <u>一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、障害児相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p>(b) <u>地域生活支援拠点等を構成する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u></p> <p><u>なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。</u></p> <p><u>また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。</u></p> <p>c <u>人員配置要件（各事業所）</u></p> <p><u>当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専</u></p>	<p><u>ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>イ <u>機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ロの（1）の（二）については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p>

改正後	現行
<p><u>従の相談支援専門員をそれぞれ1名以上配置していること。</u></p> <p>(二) <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u></p> <p><u>常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。</u></p> <p><u>ただし、3名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p>イ <u>24時間の連絡体制</u></p> <p><u>24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。</u></p> <p>ウ <u>協議会への参画</u></p> <p><u>協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部会等に参</u></p>	<p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第1号口の(1)の(一)については、アの(イ)～(カ)まで、(ク)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号口の(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、2名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>ウ <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ハの(1)の(二)については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所</u></p>

改正後	現行
<p><u>加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこととする。</u></p> <p>エ <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。</u></p> <p>(三) <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。</u> <u>ただし、2 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)の b を参照すること。</u></p> <p>イ <u>24 時間の連絡体制</u> <u>(二)のイの規定を準用する。</u></p> <p>ウ <u>協議会への参画</u> <u>(二)のウの規定を準用する。</u></p>	<p><u>の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p><u>なお、厚生労働大臣が定める基準第 1 号ハの(1)の(一)については、アの(イ)、(エ)～(カ)まで及び(ク)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第 1 号ハの(2)の(三)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>ただし、現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</u></p> <p>エ <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について</u></p>

改正後	現行
<p>エ <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>(二)のエの規定を準用する。</u></p> <p>(四) <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u> <u>常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。</u> <u>ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。</u> <u>なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p>イ <u>協議会への参画</u> <u>(二)のウの規定を準用する。</u></p> <p>ウ <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u> <u>(二)のエの規定を準用する。</u></p> <p>(五) <u>機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について</u></p> <p>ア <u>人員配置要件</u> <u>専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、(一)のアの(ア)のbに規定する職務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。</u></p>	<p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(2)については、専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。</u></p> <p><u>厚生労働大臣が定める基準第1号ニの(1)については、アの(イ)、(エ)、(オ)及び(ケ)の規定を準用すること。</u></p> <p><u>なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費の取扱いについても同様である。</u></p>

改正後	現行
<p>(六) <u>その他</u></p> <p>ア <u>離島等における特例</u></p> <p>イ <u>趣旨</u></p> <p><u>特別地域（障害児相談支援報酬告示1の注8に規定する特別地域をいう。以下同じ。）に所在する指定障害児相談支援事業所については、広域で相談支援体制を整備する必要がある場合があることを踏まえ、当該必要性について各事業所が所在する市町村が認めた場合の特例を規定するものである。なお、この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。</u></p> <p>ロ <u>一体的に管理運営する事業所の範囲</u></p> <p><u>一体的に管理運営する事業所で機能強化型障害児支援利用援助費を算定する場合、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、(一)のイの(イ)のbに規定しているところであるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該範囲を同一都道府県内とする。</u></p> <p>ハ <u>現任研修修了者の配置要件</u></p> <p><u>人員配置要件として、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアに規定しているとおり、現任研修修了者を1名以上</u></p>	

改正後	現行
<p><u>配置することが必要であるが、特例の対象となる指定障害児相談支援事業所については、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所に配置される現任研修修了者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りることとしている。</u></p> <p><u>具体的には、現任研修修了者が定期的に当該指定障害児相談支援事業所を訪問し、専門的な助言、スーパーバイズ、事例検討等が行われる体制が確保されていることとし、これらの指導及び助言については、主任相談支援専門員により行われることが望ましいものである。</u></p> <p>イ 経過措置</p> <p>(7) <u>拠点関係機関との連携</u></p> <p><u>令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一)のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。</u></p> <p><u>なお、当該協力に当たっては、市町村及び基幹相談支援センター（基幹相談支援センターが未設置の場合はその他の地域の中核的な役割を担う相談支援事業所でも可とする）と日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入</u></p>	

改正後	現行
<p><u>所施設・病院棟からの地域移行に関する事項について連携を図ること。</u></p> <p>(イ) <u>基幹相談支援センターによる取組への参画</u></p> <p><u>令和8年度末までの間、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合、(二)のエ、(三)のエ及び四のウに規定する要件については、基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることに代えて、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援の中核を担う機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。</u></p> <p><u>なお、地域の相談支援の中核を担う機関とは、具体的には、主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定する指定障害児相談支援事業所等を想定している。また、地域の相談支援体制の強化の取組については、(二)のエの規定を参照すること。</u></p> <p><u>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の適用について</u></p> <p>① <u>取扱件数の取扱いについて</u></p> <p>取扱件数 <u>((2)の③の(一)のアの(カ)に規定するところにより算定したものとする。以下同じ。)</u> が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</p>	<p><u>(2) 取扱件数の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となる。</u></p>

改正後	現行
<p><u>②</u> 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>（3）</u>において算定した件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>（4） 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続障害児支援利用援助費については、<u>モニタリング期間</u>ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。<u>なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様である（以下(5)において同じ。）。</u></p>	<p><u>（3）</u> 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>（2）</u>において算定した件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p> <p>（4） 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱いについて</p> <p>継続障害児支援利用援助費については、<u>法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間</u>ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。</p>

改正後	現行
<p>(5) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について</p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>障害児相談支援報酬告示1の注8の特別地域加算については、第二の2の(4)の①を準用する。</p> <p>3 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（障害者総合支援法第77条第3項の規定に基づく地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等に</u></p>	<p>(5) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合について</p> <p>障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。</p> <p>なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。</p> <p>2 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>障害児相談支援報酬告示1の注5の特別地域加算については、第二の2の(4)の②を準用する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>ついでに機能強化に資する取組を評価するものである。</u></p> <p><u>具体的な算定要件としては、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」と総称する。）について加算する。</u></p> <p><u>（2） 拠点コーディネーターの要件及び業務</u></p> <p><u>拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとす</u></p>	

改正後	現行
<p><u>る。</u></p> <p><u>なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。</u></p> <p><u>(3) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数を目安を共有しておくこと。</u></p> <p><u>② 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。</u></p> <p><u>③ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>4</u> 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の⑧を準用する。</p> <p><u>5</u> 初回加算の取扱いについて 障害児相談支援報酬告示3の初回加算については、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合 <u>なお、指定障害児相談支援を利用せずに障害児通所支援を利用している障害児相談支援対象保護者について障害児支援利用計画を作成する場合についても含まれる。</u></p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合</p> <p>(3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が<u>3月</u>を超える場合であって、<u>3月</u>が経過する日以後に月2回以上、<u>障害児等に面接した</u>場合 <u>なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。</u></p> <p>上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初</p>	<p><u>3</u> 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第二の2の(1)の⑧を準用する。</p> <p><u>4</u> 初回加算の取扱いについて 初回加算について、具体的には次のような場合に算定される。</p> <p>(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合</p> <p>(2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合</p> <p>(3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が<u>3か月</u>を超える場合であって、<u>3か月</u>が経過する日以後に月2回以上、<u>利用者の居宅に訪問し面接を行った</u>場合</p> <p><u>なお、上記(3)の要件を満たす場合については、その月</u></p>

改正後	現行
<p>回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>6 主任相談支援専門員配置加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な<u>助言・指導</u>を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。<u>なお、主任相談支援専門員の兼務の取扱いについては、機能強化型障害児支援利用援助費と同趣旨であるため、(一)のアの(ア)のbを参照すること。</u></p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、<u>次に掲げる区分に応じ、算定する。</u></p> <p>① 主任相談支援専門員配置加算（I）</p> <p>(一) 事業所の要件</p> <p><u>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事</u></p>	<p>分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。</p> <p>ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</p> <p>5 主任相談支援専門員配置加算について</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、<u>当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u></p>

改正後	現行
<p><u>業所に限る。</u></p> <p>(二) <u>主任相談支援専門員が行うべき事項</u></p> <p><u>主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u></p> <p>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</p> <p>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</p> <p>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</p> <p>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</p> <p>エ 基幹相談支援センターが実施する<u>地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研</u></p>	<p>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</p> <p>ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</p> <p>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</p> <p>ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</p> <p>エ 基幹相談支援センター等が実施する<u>事例検討会等への主任相談支援専門員の参加</u></p>

改正後	現行
<p><u>修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）。</u></p> <p>② <u>主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）</u> <u>当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。</u> <u>なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の（ロ）のアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。</u> <u>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）</u></p> <p>（３） 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援</p>	<p>（新設）</p> <p>（３） 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援</p>

改正後	現行
<p>専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p><u>7</u> 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の<u>基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等</u>をいう。</p> <p><u>なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算（Ⅰ）</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算（Ⅱ）</p> <p>①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p>	<p>専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</p> <p><u>6</u> 入院時情報連携加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の<u>心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況</u>をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。</p> <p>① 入院時情報連携加算（Ⅰ）</p> <p>医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>② 入院時情報連携加算（Ⅱ）</p> <p>①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。</p> <p>(3) 手続</p>

改正後	現行
<p>情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>8</u> 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしてきた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の<u>7</u>の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p>	<p>情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録（基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。）を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。<u>なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。</u></p> <p><u>7</u> 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしてきた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、当該障害児の保護者が障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、障害児及びその家族に関する必要な情報とは、第四の<u>6</u>の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p>

改正後	現行
<p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて<u>当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分</u>を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>9 保育・教育等移行支援加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下<u>9</u>において「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数</u>を加算するものである。</p>	<p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しない。</u></p> <p><u>8 保育・教育等移行支援加算</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合、居宅への月2回以上の訪問による面接を行った場</u></p>

改正後	現行
<p>① <u>関係機関への情報提供</u> <u>関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合</u></p> <p>② <u>障害児等への訪問による面接</u> <u>障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、障害児等に面接する場合</u></p> <p>③ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> <u>障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① <u>関係機関への情報提供</u> <u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。</u> <u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。</u></p>	<p><u>合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。</u></p> <p>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。</p> <p>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 (新設)</p>

改正後	現 行
<p>② <u>障害児等への訪問による面接</u> <u>同注中(2)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。</u></p> <p>③ <u>関係機関が開催する会議への参加</u> <u>会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。</u></p> <p>④ <u>加算の算定方法</u> 当該加算は、<u>(1)の①から③までに該当する場合</u>、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</p> <p>例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、<u>障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>当該加算は、<u>(1)記載の場合</u>、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき<u>障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の注中(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数(それぞれ2回を限度とする)を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p>例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、<u>面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p>

改正後	現 行
<p>また、当該加算は、<u>障害児</u>が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。</p> <p>ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、<u>入院時情報連携加算又は退院・退所加算</u>を算定している月は、当該加算は算定できない（<u>同注中（１）については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である</u>）。</p> <p>（３） 手続</p> <p>① 障害児相談支援報酬告示 7 の保育・教育等移行支援加算の注中（１）を算定する場合は第 4 の <u>7</u> の（３）の規定を準用する。</p> <p>② <u>同注中（２）</u>を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>同注中（３）</u>を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p>また、当該加算は、<u>利用者</u>が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。</p> <p>ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、<u>入院時情報連携加算、退院・退所加算</u>を算定している月は、当該加算は算定できない。</p> <p>（３） 手続</p> <p>① 障害児相談支援報酬告示 7 の保育・教育等移行支援加算の注中（１）を算定する場合は第 4 の <u>6</u> の（３）の規定を準用する。</p> <p>② <u>障害児相談支援報酬告示 7 の保育・教育等移行支援加算の注中（２）</u>を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>障害児相談支援報酬告示 7 の保育・教育等移行支援加算の注中（３）</u>を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>